

各位

代表者名 代表取締役 社長執行役員 高原 豪久

(コード:8113 東証プライム)

会社名 ユニ・チャーム株式会社

問合せ先 専務執行役員 経理財務本部長 島田 弘達

電話番号 03-3451-5111

# 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年3月19日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 処分の概要

(1)	処 分 期 日	2025年4月16日
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式 248,400 株
(3)	処 分 価 額	1株につき 1,201.5円
(4)	処 分 総 額	298, 452, 600 円
(5)	処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 3名 137,500株 当社の取締役を兼務しない執行役員 17名 106,100株 当社の上席理事 3名 4,800株
(6)	その他	本自己株式処分は、金融商品取引法第4条第1項第1号及び金融商品取引 法施行令第2条の12第1号に定める募集又は売出しの届出を要しない有価 証券の募集に該当するため、臨時報告書を提出しております。

# 2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年2月21日開催の取締役会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の対象取締役、当社の取締役を兼務しない執行役員(以下「対象執行役員」といいます。)及び当社の上席理事(以下「対象上席理事」といい、対象取締役、対象執行役員及び対象上席理事を合わせて「対象取締役等」と総称します。)を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、また、同年3月25日開催の第60回定時株主総会において、本制度につき、ご承認をいただいております。詳細につきましては、2020年2月21日「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計298,452,600(取締役・執行役員・上席理事分)円(以下「本金銭報酬債権」といいます。)、普通株式248,400株を付与することといたしました。

また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、対象取締役等の譲渡制限期間を3年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等23名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

なお、本割当契約には、重大な不正会計や巨額損失が発生した場合等において、対象取締役等毎の責任に応 じ、累積した譲渡制限付株式の全数を無償返還するクローバック条項が含まれます。

# 3. 本割当契約の概要

<対象取締役>

- (1) 譲渡制限期間 2025年4月16日(以下「本処分期日」といいます。) から2028年4月14日まで
- (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本処分期日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間(以下「役務提供期間」という。)中、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

- (3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い
- ①譲渡制限の解除時期

原則として、対象取締役が、当社の取締役の地位から、役務提供期間の満了又は定年その他正当な事由により退任した場合には、対象取締役の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

- ②譲渡制限の解除対象となる株式数
  - ①で定める解除対象となる株式数については、当該退任の直後の時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役の役務提供期間にかかる在職期間を12で除した数を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。
- (4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

原則として、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約 又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して 当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役 会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役の役務提供期間にかかる在職 期間を12で除した数を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元未満の端数が生ずる場合は、これを 切り捨てる)について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解 除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の 全部を、当社は当然に無償で取得する。

#### (6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

# <対象執行役員>

- (1) 譲渡制限期間 2025年4月16日から2028年4月14日まで
- (2) 譲渡制限の解除条件

対象執行役員が、本処分期日が属する事業年度に係る委任契約期間(以下、「本委任契約期間」という。)中、継続して、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象執行役員が任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

## ①譲渡制限の解除時期

原則として、対象執行役員が、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも、任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合には、対象執行役員の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

### ②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める解除対象となる株式数については、当該退任又は退職の直後の時点(ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く。)において保有する本割当株式の数に、対象執行役員の本委任契約期間にかかる在職期間を12で除した数を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

#### (4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

# (5) 組織再編等における取扱い

原則として、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約 又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して 当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役 会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、対象執行役員の委任契約期間にかかる在 職期間を12で除した数を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元未満の端数が生ずる場合は、これ を切り捨てる)について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を 解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式 の全部を、当社は当然に無償で取得する。

#### (6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象執行役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象執行役員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

## <対象上席理事>

- (1) 譲渡制限期間 2025年4月16日から2028年4月14日まで
- (2) 譲渡制限の解除条件

対象上席理事が、本処分期日が属する事業年度に係る委任契約期間(以下、「本委任契約期間」という。)中、継続して、当社の上席理事の地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

- (3) 譲渡制限期間中に、対象上席理事が定年その他正当な事由により退職した場合の取扱い
- ①譲渡制限の解除時期

原則として、対象上席理事が、当社の上席理事の地位から、定年その他正当な事由により退職した場合には、対象上席理事の退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

# ②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める解除対象となる株式数については、当該退職の直後の時点において保有する本割当株式の数 に、対象上席理事の譲渡制限期間にかかる在職期間を12で除した数を乗じた数の株数(ただし、計算の 結果、単元未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)とする。

### (4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

## (5) 組織再編等における取扱い

原則として、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約 又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して 当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役 会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、対象上席理事の譲渡制限期間にかかる在 職期間を12で除した数を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元未満の端数が生ずる場合は、これ を切り捨てる。)について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限 を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株 式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

### (6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象上席理事が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象上席理事が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象上席理事は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第66期事業年度の譲渡制限付株式報酬として 支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価 額とするため、2025年3月18日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普 通株式の終値である1,201.5円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、か つ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上